

パブリック・コメント手続（意見募集）

地方分権一括法（第1次、第2次）に基づき
整備した条例の見直しについて（障害者関係）

意見募集期間

平成29年（2017年）

11月10日（金）～12月1日（金）

お問い合わせ先：福祉部指導監査課

電話 046-822-8443（直通）

福祉部障害福祉課

電話 046-822-9398（直通）

横 須 賀 市



パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに対する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

パブリック・コメント手続にあたって

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（地方分権一括法）」（第1次、第2次）による障害者自立支援法（現：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）の一部改正に伴い、国の省令で定められていた「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」ほか5基準を、平成25年4月1日、本市条例で決めました。

今回、条例の附則に定める施行後5年以内の見直しの規定に基づき検討した結果、次のとおりの対応を検討しています。

つきましては、この見直しの内容について、市民の皆様のご意見等を募集します。

【目次】

◆ 条例の見直し内容について	2
◆ 意見の提出方法	5

◆条例の見直し内容について

1 見直しによる対応

見直しの結果、次のとおり改正を検討しています。

①条文の表記方法の変更

現行の内容	改正後の内容
<p>国の省令と同様に条文にすべての規定を表記する。</p> <p><条文イメージ></p> <p>第1条 ○○○は、○○○とする。</p> <p>第2条 ○○○は、○○○とする。</p> <p>第3条 ○○○は、○○○とする。</p>	<p>「基本的には国の省令に準拠する」という条文と本市独自基準の条文で構成する。</p> <p><条文イメージ></p> <p>第1条 <u>○○○の基準は、次条以降に定めるものを除き、国の省令の定めるところによるものとする。</u></p> <p>第2条 ○○○は、○○○とする。 (本市独自基準)</p>

(理由)

対象の本市条例は国の省令に基づき定めており、省令が改正されることに伴い、条例も改正の必要が生じます。しかし、国の省令改正は公布日から施行日までが短期間の場合が多く、条例改正を施行日に間に合わせるためには、パブリック・コメント手続による市民の皆様からの意見募集を省略することになります。介護保険及び障害福祉の制度改正は3年ごとに行われますが、前回（平成27年度）の制度改正では、平成27年1月省令改正公布、平成27年4月施行でした。

今回の見直しにより、省令改正施行日より制度改正に対応でき、市民の皆様から意見を募集する時間的余裕が持てるようになり、また、本市の独自基準がわかりやすくなります。今回の見直し後は、国の省令についても本市ホームページに掲載し、省令が改正された場合は、市民の皆様にご知らせするとともに、本市の対応方針について意見募集を行います。

②重要事項についての同意の書面化

現行の内容	改正後の内容
事業者は、あらかじめ、利用申込者またはその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。	事業者は、あらかじめ、利用申込者またはその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を <u>原則として書面</u> で得なければならない。

(理由)

事業者が重要事項について、利用申込者から同意を得たことを客観的に明確にするためです。

2 見直す条例

(1) 指定障害福祉サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例

見直しの結果、1の①及び②の改正を検討しています。

(2) 指定障害者支援施設等の人員等に関する基準等を定める条例

見直しの結果、1の①及び②の改正を検討しています。

(3) 障害福祉サービス事業の設備等に関する基準を定める条例

見直しの結果、1の①の改正を検討しています。

(4) 地域活動支援センターの設備等に関する基準を定める条例

見直しの結果、1の①の改正を検討しています。

(5) 福祉ホームの設備等に関する基準を定める条例

見直しの結果、1の①の改正を検討しています。

(6) 障害者支援施設の設備等に関する基準を定める条例

見直しの結果、1の①の改正を検討しています。

3 施行日

平成 30 年 4 月 1 日（予定）

意見の提出方法

1 提出期間 平成 29 年（2017 年）11 月 10 日（金）から 12 月 1 日（金）まで

2 提出方法

○書式は特に定めておりません。

○住所及び氏名を明記してください。なお、市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。

(1) (市内在勤の場合) 勤務先名・所在地

(2) (市内在学の場合) 学校名・所在地

(3) (本市に納税義務のある場合) 納税義務があることを証する事項

(4) (本パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合) 利害関係があることを証する事項

○あて先

①福祉部指導監査課 ((1) 指定障害福祉サービス～ (2) 指定障害者支援施設)

②福祉部障害福祉課 ((3) 障害福祉サービス～ (6) 障害者支援施設)

○次のいずれかの方法により提出してください。

(1) 直接持ち込み

- ・①福祉部指導監査課 (横須賀市役所分館 1 階 2 番窓口)
- ・②福祉部障害福祉課 (横須賀市役所分館 1 階 1 番窓口)
- ・市政情報コーナー (横須賀市役所 2 号館 1 階 34 番窓口)
- ・各行政センター

(2) 郵送

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地

①横須賀市役所 福祉部指導監査課

②横須賀市役所 福祉部障害福祉課

(3) ファクシミリ

0 4 6 - 8 2 7 - 0 5 6 6 (福祉部指導監査課)

(4) 電子メール

in-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp (福祉部指導監査課)

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、予めご了承ください。

いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後すみやかに公表いたします。